

埼玉県孤独・孤立対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 孤独・孤立に関する各種施策を総合的・効果的に検討、推進することを目的として、埼玉県孤独・孤立対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 孤独・孤立に関する対策の推進のための取組に関すること
- (2) 孤独・孤立に関する対策の推進のための関係部局の連携に関すること
- (3) その他孤独・孤立に関する対策の推進のために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は副知事（福祉部担当）とし、副議長は福祉部長とする。

(議長及び副議長)

第4条 議長は推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、審議事項の内容により、構成員全員の出席を求める必要がないと認められるときは、構成員の一部の出席により、会議を開催することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課内に置く。

(関係課室等の協力)

第7条 推進会議に関係する課室等は、積極的にその運営に協力するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成	部局名	職名
議長		副知事（福祉部担当）
副議長	福祉部	福祉部長
構成員	企画財政部	計画調整課長
		地域政策課長
	県民生活部	県民広聴課長
		共助社会づくり課長
		人権・男女共同参画課長
		国際課長
		青少年課長
		消費生活課長
		防犯・交通安全課長
	福祉部	福祉政策課長
		社会福祉課長
		地域包括ケア課長
		高齢者福祉課長
		障害者福祉推進課長
		障害者支援課長
		少子政策課長
		こども安全課長
	保健医療部	保健医療政策課長
		医療整備課長
		健康長寿課長
		疾病対策課長
	産業労働部	雇用労働課長
	都市整備部	住宅課長
	教育局	県立学校部生徒指導課長
		県立学校部保健体育課長
		市町村支援部人権教育課長
	警察本部	警務課長
		人身安全対策課長
		少年課長